

動薬協会発 98 号
平成 29 年 6 月 26 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

個人情報保護委員会の報告徴収等に係る権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者において個人情報又は特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応要領の制定について

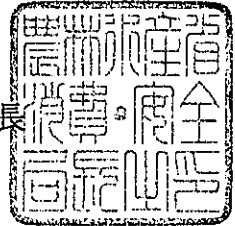
平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知(29 消安第 1424 号)がありましたので、お知らせします。

29消安第1424号
平成29年6月22日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



個人情報保護委員会の報告徴収等に係る権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者において個人情報又は特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応要領の制定について

このことについて、個人データ等の漏えい等事案が発生した場合の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）及び事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第44条第1項の規定により同法第40条第1項に規定する個人情報保護委員会の権限（報告徴収及び立入検査）が農林水産大臣に委任される業種等に従事する個人情報取扱事業者が個人情報又は特定個人情報の漏えい等事案発生時の対応を定める「個人情報保護委員会の報告徴収等に係る権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者において個人情報又は特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応について」が別添のとおり定められましたのでお知らせします。



個人情報保護委員会の報告徴収等に係る権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者において個人情報又は特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応要領

(平成29年5月25日付け 29広第66号大臣官房広報評価課長通知)

第1 目的

この要領は、個人情報保護委員会の報告徴収等に係る権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者において個人情報等の漏えい等事案が発生した場合の農林水産大臣への報告の迅速かつ適切な実施を図り、もって当該個人情報取扱事業者における個人情報等の適正な取扱いの確保に資するため、当該報告に関する事項、報告様式等必要な事項を示したものである。

第2 用語の定義

この要領において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

1 個人情報等

個人情報、個人番号又は特定個人情報をいう。

2 委任業種等関係事業者

法第44条第1項に基づき法第40条第1項に規定する個人情報保護委員会の権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者をいう。

3 個人情報漏えい告示

個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）をいう。

4 特定個人情報漏えい告示

事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）をいう。

5 漏えい等事案

(1) 委任業種等関係事業者が保有する個人データ（特定個人情報に係るものを含む。）の漏えい、滅失又は毀損をいう。

- (2) 委任業種等関係事業者が保有する加工方法等情報（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号）第20条第1項に規定する加工方法等情報をいい、特定個人情報に係るものを含む。）の漏えいをいう。
- (3) 上記（1）又は（2）のおそれ（事案が発覚した時点では事実関係や発生原因を詳細に調査しないと漏えいに該当するかどうか不明であるが、その疑いがある場合をいう。）。

第3 個人情報等の漏えい等事案が発生した場合の報告について

1 委任業種等関係事業者は、その取り扱う個人情報等について、漏えい等事案が発生した場合（個人情報漏えい告示又は特定個人情報漏えい告示において規定されている個人情報保護委員会に報告を要しない場合を除く。）には、個人情報漏えい告示又は特定個人情報漏えい告示の規定に基づき、その事案の事実関係及び再発防止策等について、次の各号のいずれかの方法により、速やかに、農林水産大臣に報告するよう努めるものとする。

- (1) 別記様式第1号による報告書の提出（個人情報漏えい等事案の場合）
- (2) 別記様式第2号による報告書の提出（個人番号又は特定個人情報漏えい等事案の場合）
- (3) 電話、口頭等による報告（報告すべき事項は別記様式第1号又は別記様式第2号に記載すべき事項に準ずる。）

なお、上記（3）による報告を行った場合は、後日、別記様式第1号又は別記様式第2号による報告書を提出するものとする。

2 委任業種等関係事業者は、農林水産大臣に漏えい等事案の報告を行う場合は、漏えい等事案に係る個人情報を使用される業務を所掌する農林水産省本省の担当課長（以下「本省業務担当課長」という。）又は当該業務を所掌する施設等機関若しくは地方支分部局の担当課長（以下「地方支分部局等業務担当課長」という。）に事案の報告書（電話、口頭等によるものを含む。以下同じ。）を送付するものとする。

3 委任業種等関係事業者が事案の報告書を送付する場合に、自己の関係する本省業務担当課又は地方支分部局等業務担当課が複数ある場合には、そのいずれかの課長に報告書を送付すれば足りるものとする。

4 委任業種等関係事業者は、事案を把握した時点で農林水産大臣に第一報として直ちに報告するよう努めるものとする。第一報を行った事案について、事実関係、発生原因に関する新たな事実を把握したとき及び新たな対応策等を決定したときは、経過報告として直ちに報告するよう努めるものとする。第一報を行った事案につい

て、事実関係の把握、発生原因の特定及び対応策について全て確定したときは、確報として直ちに報告するよう努めるものとする。

- 5 委任業種等関係事業者は、自己の関係する本省業務担当課又は地方支分部局等業務担当課が不明な場合には、報告書の送付先について農林水産省大臣官房広報評価課（以下「広報評価課」という。）に相談することができる。この場合、広報評価課は、関係する本省業務担当課に農林水産関係事業者からの報告の受付け等必要な連絡及び調整を行うものとする。

附 則

この要領は、平成29年5月30日から施行する。

農林水産大臣 あて

組織名 _____
 担当部署 _____
 業種 _____
 担当者 _____
 所在地 _____
 連絡先 (TEL: _____)

個人データの漏えい等事案の報告について

平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号に基づき、下記のとおり報告します。

①事案の概要 ※発生日、発覚日、発覚に至る経緯を含む	
②漏えい等した個人データ又は加工方法等情報の内容	
③漏えい等した個人データ又は加工方法等情報に係る本人の数	() 人 ※ 発覚した時点で把握した概数を記載
④発生原因	
⑤二次被害 (そのおそれを含む) の有無 (被害がある場合はその内容)	
⑥公表 (予定)	【事案の公表】 <input type="checkbox"/> あり (予定も含む) 公表 (予定) 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定 【公表方法 ※ 「あり (予定も含む)」を選択した場合のみ記載】 <input type="checkbox"/> HPに掲載 <input type="checkbox"/> 記者会見 <input type="checkbox"/> 記者クラブ等への資料配布 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦本人への対応等 ※連絡の有無及び対応内容を含む	
⑧再発防止策等	
⑨その他	

※ 第一報から記載を変更した箇所には、変更した記載に下線を引いてください。

農林水産大臣 あて

組織名 _____
 担当部署 _____
 業種 _____
 担当者 _____
 所在地 _____
 連絡先 (TEL: _____)

特定個人情報の漏えい等報告について

(特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態等)

漏えい等の事案について報告します。

(第一報の際に①～⑤は記載必須事項です。)

<p>①事態の類型 ※重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案の該当する項目を選択してください。 (複数選択可)</p>	<p>【重大事態 (そのおそれのある事案を含む) の該当の有無】 <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない 【※ 「該当する」を選択した場合のみ記載】 <input type="checkbox"/> 第一報 (告示に基づく報告) <input type="checkbox"/> 確報 (規則第3条に基づく報告)</p> <p>【重大事態 (そのおそれのある事案を含む) の類型】 <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム又は個人番号利用事務を処理する情報システムで管理される特定個人情報の漏えい等が起こった。 <input type="checkbox"/> 漏えい等した特定個人情報の本人の数が101人以上である。 <input type="checkbox"/> 電磁的方法によって、不特定多数の人が閲覧できる状態となった。 <input type="checkbox"/> 職員等 (従業員等) が不正の目的で利用し、又は提供した。</p>
<p>②事態の概要 ※発覚日、判明している発生原因を含む。</p>	
<p>③漏えい等した情報の内容</p>	
<p>④漏えい等した特定個人情報の本人の数</p>	<p>() 人 ※ 発覚した時点で把握した概数を記載</p>
<p>⑤公表 (予定)</p>	<p>【事案の公表】 <input type="checkbox"/> あり (予定も含む) 公表 (予定) 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定 【公表方法 ※ 「あり (予定も含む)」を選択した場合のみ記載】 <input type="checkbox"/> HPに掲載 <input type="checkbox"/> 記者会見 <input type="checkbox"/> 記者クラブ等への資料配布 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>
<p>⑥本人への連絡等の状況</p>	
<p>⑦再発防止策等</p>	
<p>⑧その他</p>	

※ 第一報から記載を変更した箇所には、変更した記載に下線を引いてください。